

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年8月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2200005号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2200007号

第1 結論

昭和59年6月2日から昭和60年1月7日までの請求期間、同年3月3日から昭和61年12月11日までの請求期間及び昭和62年4月11日から同年10月3日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年6月2日から昭和60年1月7日まで
② 昭和60年3月3日から昭和61年12月11日まで
③ 昭和62年4月11日から同年10月3日まで

昭和62年9月頃に、A市で国民年金の加入手続を行った際に、職員から国民年金保険料の未納期間がある旨を聞き、保険料を一括納付した記憶がある。現在所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)とは異なる記号番号があるはずで、その記号番号で請求期間に係る保険料を納付した記録があると思うので、調査の上、国民年金の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和62年9月頃、A市で国民年金の加入手続を行い、未納期間の国民年金保険料を一括納付したと陳述している。

しかしながら、請求者が所持する年金手帳において、国民年金について、初めて被保険者となった日の欄には、昭和62年10月3日と記載され、B社会保険事務所(当時)の印が確認でき、当該被保険者資格取得年月日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録により、上記の被保険者資格取得に係る処理日が昭和63年8月19日であることが確認でき、請求者の国民年金の加入手続は同年8月頃にC市で行われ、昭和62年10月3日に遡って資格を取得したものと推認できることから、請求期間①、②及び③は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者が所持する年金手帳に記載されている記号番号とは別の記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索シス

テムにおける氏名検索による調査並びに請求者が加入手続を行ったと陳述する昭和 62 年 9 月を含む同年 4 月から同年 12 月までの間に A 市で払い出された記号番号の全件調査を行ったが、請求者が所持する年金手帳に記載されている記号番号とは別の記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない。

加えて、A 市は、請求者に係る国民年金の被保険者記録及び国民年金の保険料納付記録はないと回答しており、請求期間①及び②において請求者が居住していたとする D 市においても、請求者の国民年金に係る記録を確認することはできないと回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。